

■建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）等手数料

単位：円

	区分	省エネ適判	省エネ適判 変更申請	軽微変更 該当証明
(ア) 非住宅建築物のうち工場等の用に 供する部分	～ 300㎡未満	20,000	10,000	10,000
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	29,000	14,000	14,000
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	40,000	21,000	21,000
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	102,000	51,000	51,000
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	151,000	76,000	76,000
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	(モデル建物法) 25,000㎡以上 ～	237,000	119,000	119,000
(イ) 非住宅建築物のうち工場等の用に 供する部分	～ 300㎡未満	22,000	11,000	11,000
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	31,000	15,000	15,000
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	43,000	22,000	22,000
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	105,000	53,000	53,000
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	154,000	78,000	78,000
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	(モデル建物法除く) 25,000㎡以上 ～	237,000	119,000	119,000
(ウ) 非住宅建築物のうち工場等の用に 供する部分以外の部分	～ 300㎡未満	98,000	50,000	50,000
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	129,000	65,000	65,000
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	170,000	86,000	86,000
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	279,000	140,000	140,000
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	345,000	173,000	173,000
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	485,000	243,000	243,000
	(モデル建物法) 25,000㎡以上 ～	562,000	282,000	282,000
(エ) 非住宅建築物のうち工場等の用に 供する部分以外の部分	～ 300㎡未満	173,000	87,000	87,000
	300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	234,000	117,000	117,000
	1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	300,000	151,000	151,000
	2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	469,000	235,000	235,000
	5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	568,000	285,000	285,000
	10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	763,000	382,000	382,000
	(モデル建物法除く) 25,000㎡以上 ～	870,000	435,000	435,000

(オ) 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準又は誘導仕様基準（以下この表において、「仕様基準等」という。）による判定に係るものに限る。）	200㎡未満	20,000	10,000	10,000
	200㎡以上	21,000	11,000	11,000
(カ) 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準（以下この表において「計算基準」という。）による判定に係るものに限る。）	200㎡未満	39,000	20,000	20,000
	200㎡以上	43,000	22,000	22,000
(キ) 一戸建ての住宅（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	200㎡未満	29,000	15,000	15,000
	200㎡以上	32,000	16,000	16,000
(ク) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。）	～ 4戸以下	56,000	28,000	28,000
	5戸以上 ～ 15戸以下	112,000	57,000	57,000
	16戸以上 ～ 45戸以下	166,000	84,000	84,000
	46戸以上 ～	241,000	122,000	122,000
(ケ) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。）	～ 4戸以下	128,000	64,000	64,000
	5戸以上 ～ 15戸以下	267,000	134,000	134,000
	16戸以上 ～ 45戸以下	360,000	181,000	181,000
	46戸以上 ～	510,000	256,000	256,000
(コ) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等又は計算基準による判定に係るものを除く。）	～ 4戸以下	92,000	46,000	46,000
	5戸以上 ～ 15戸以下	189,000	95,000	95,000
	16戸以上 ～ 45戸以下	263,000	132,000	132,000
	46戸以上 ～	375,000	188,000	188,000

1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。

2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用以外に供する部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の金額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ、ウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。

3 複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物）について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイ若しくはウ又はエに定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じク又はケ若しくはコまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

4 共同住宅等に係る住宅部分について住戸ごとに異なる評価方法を用いる場合の手数料の金額は、当該共同住宅等に係る住宅部分の評価方法及び戸数に応じク又はケ若しくはコに定める額と当該共同住宅等に係る住宅部分の評価方法及び戸数に応じク又はケ若しくはコまでのいずれかに定める額を合算した額とする。

5 建築物を増築又は改築する場合、当該増築又は改築する部分について、アからコに掲げる床面積又は戸数の区分に応じ手数料の額を算定する。

※詳しくは「周南市手数料条例」を確認ください。